平成２６年（フ）第７１号
長野県岡谷市御倉町２番14号　いずみ荘Ａ号
債務者　宮澤　一成
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第７３号
長野県茅野市宮川11329番地５　アイリスＫ－Ｂ棟Ｈ号
債務者　降簱　洋一
1　決定年月日時　平成26年12月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第７５号
長野県茅野市宮川6643番地20　エンゼルコーポⅡ203号
債務者　守屋奈津子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２６年（フ）第１３８号
島根県安来市安来町1161番地
債務者　川井榮次郎
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１５０号
広島県呉市蒲刈町向3072番地１
債務者　中村　達矢
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１５１号
広島県呉市蒲刈町向3072番地１
債務者　中村　和美
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１５６号
広島県呉市焼山桜ヶ丘３丁目１番11号
債務者　ベストフレンドショップ焼山店こと
佐々木省吾
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１５９号
広島県呉市焼山桜ヶ丘３丁目１番11号
債務者　佐々木昌子
1　決定年月日時　平成26年12月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１１５８号
埼玉県和光市新倉１丁目16番16号　コーポ並木２―203
債務者　柴田ナナ子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２４４号
埼玉県朝霞市大字溝沼796番地の４　ハイツ曽根田102
債務者　鈴木　勝之
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３２１号
埼玉県本庄市児玉町長沖223番地６　田中ヴィレッジ203号
債務者　伊藤　　清
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第９４１号
堺市北区北花田町４丁93番地１　ホワイトピアエース303
債務者　多井中久夫
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４３７号
神奈川県平塚市花水台７番13号　ハイツ相原202号
債務者　金子　桂子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第４６９号
神奈川県平塚市纏319番地の５
債務者　八木　深雪
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１１号
新潟県佐渡市相川鹿伏417番地　岩佐貸家
債務者　藤田　恭子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２６年（フ）第１７３２号
名古屋市天白区高坂町273番地　高坂荘19棟202号
債務者　岩田　経之
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８０２号
愛知県知多郡東浦町大字藤江字西之宮30番地の14
債務者　伊奈千代子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部